



平成 26 年 12 月 1 日  
自動車局安全政策課

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

貨物自動車運送事業による輸送の安全を確保するため、下記について「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 背景

##### (1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）の成立により、改正された道路法において、道路の保全の観点から、限度超過車両を繰り返し通行させている者等に対する監督強化が図られたところ。

今般、貨物自動車運送事業の輸送の安全確保の観点から、限度超過車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

##### (2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

国土交通省では、平成 23 年 11 月より、「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付け対象の拡大等について、学識経験者や業界団体等の意見も踏まえながら検討を重ねてきたところ。

今般、現行、運行記録計の装着が義務付けられている車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のトラック等に加え、車両総重量 7 トン以上 8 トン未満又は最大積載量 4 トン以上 5 トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論が平成 26 年 3 月に得られたことから、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

#### 2. 概要

##### (1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

貨物自動車運送事業者等の遵守事項として、道路法第四十七条の規定等に違反する事業用自動車による運行の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならないこと等を新たに追加する。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大する。

**3. 今後のスケジュール**

公 布： 平成26年12月1日

施 行： (1) 平成27年1月1日

(2) 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日（その他の車両）

**【問い合わせ先】**

国土交通省自動車局安全政策課 黒崎、河野（（1）関係）

岩本、鯖戸（（2）関係）

電話 03-5253-8111（内線41624） 03-5253-8566（直通） F A X 03-5253-1636



| 改正   | 現行  |
|--|---|
| <p>（通行の禁止又は制限等違反の防止）</p> <p>第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。</p> <p>二 道路法第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。</p> <p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（運行管理者の業務）</p> <p>第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を</p> | <p>（新設）</p> <p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（運行管理者の業務）</p> <p>第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> |

行うこと。

八〇十七 (略)

二〇四 (略)

八〇十七 (略)

二〇四 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 (運行記録計による記録に関する経過措置)  
前項ただし書に規定する日前に道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七条第一項の規定による登録を受けた事業用自動車に係るこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第一号の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。